

【添付書類】

県費負担職員		市町費等職員
正規職員 (任用期間の定めなし)	それ以外の職員 (任用期間の定めあり)	全員辞令書の写し添付 (原本証明不要)
添付書類不要	辞令書の写し添付 (原本証明不要)	

※ 退職の辞令書が出ない場合は、任用期間の終日がわかる任用（継続）時の辞令書の写しを添付してください。

組合員資格喪失報告書

（退職・任用種別変更・転出用）

所属所受付印

受付印は省略不可

資格喪失時の所属所から提出してください。		資格喪失事項 ↓ 該当の事項に○をしてください。		添付した組合員証等	※共済組合使用欄 辞令書添付確認 あり・不要 なし（ / TEL） 組合員証等確認 本人・ 証明書等送付日 令和 年 月 日	
組合員氏名		○	1 退職（任用種別の変更を含む）	枚		
組合員証番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○			正規職員・臨時的任用 任 期 付 ・ 再 任 用
発令年月日	令和 年 月 日		次の所属所名 (判明している場合)			
資格喪失証明書	要 ・ 不要	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚		
		○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	組合員証等は転出先の支部で返却	令和 年 月 日	

組合員氏名		○	1 退職（任用種別の変更を含む）	枚		
組合員証番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○			正規職員・臨時的任用 任 期 付 ・ 再 任 用
発令年月日	令和 年 月 日		次の所属所名 (判明している場合)			
資格喪失証明書	要 ・ 不要	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚		
		○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	組合員証等は転出先の支部で返却	令和 年 月 日	

組合員氏名		○	1 退職（任用種別の変更を含む）	枚		
組合員証番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○			正規職員・臨時的任用 任 期 付 ・ 再 任 用
発令年月日	令和 年 月 日		次の所属所名 (判明している場合)			
資格喪失証明書	要 ・ 不要	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚		
		○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	組合員証等は転出先の支部で返却	令和 年 月 日	

組合員氏名		○	1 退職（任用種別の変更を含む）	枚		
組合員証番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○			正規職員・臨時的任用 任 期 付 ・ 再 任 用
発令年月日	令和 年 月 日		次の所属所名 (判明している場合)			
資格喪失証明書	要 ・ 不要	○	2 他の共済組合へ転出	枚		
		○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	組合員証等は転出先の支部で返却	令和 年 月 日	

上記のとおり報告します。		所属所コード
公立学校共済組合広島支部長 様		
令和 年 月 日	所属所名 所属所長 職・氏名	

裏面「組合員資格に係る提出書類一覧」も参照してください。

※共済組合使用欄

決裁	係員	担当者

組合員資格に係る提出書類一覧

○：必ず提出 △：該当する場合提出

			組合員 資格取得 (継続)届書	組合員 異動報告書	組合員 資格喪失 報告書	組合員証・ 被扶養者証 等	辞令書の 写し (原本証明不要)	被扶養者 申告書
	福利厚生事務の手引き様式集 該当頁		§ 6-001	§ 8-001	§ 14-003	—	—	§ 7-001
	福利厚生事務の手引き様式集記入例 該当頁		§ 6-002～4	§ 8-002	§ 14-004	—	—	§ 7-003, 004
新規	正規職員	1 新規採用 (任用期間の定めなし)	○				△ 市町費職員は必要	△
	有期職員	2 任期付職員	○				○	△
		3 再任用職員のうち 共済組合資格取得者	○				○	△
		4 臨時的任用職員	○				○	△
		5 会計年度任用職員のうち 共済組合資格取得者	○				○	△
継続	上記 2 から 5 の者で任用期間延長 (継続手続が不要になっている者を除く)		○			○	○	
転入	他支部から (他都道府県の公立学校から)		○			○ 転入前の 組合員証等	△ 市町費職員は必要	△
	他の公務員共済組合から (市町教育委員会・知事部局・県警等から)		○				△ 市町費職員は必要	△
任用種別 の変更	1 正規職員 2 臨時的任用 3 任期付職員 4 再任用職員 5 会計年度任用職員	任用種別が 左の 1 から 5 のいずれ かから、引 き続き別の 種別に変更 となる場合 ※ 1	前の任用		○ 変更前の種別は 退職扱いとなる	○	△ 市町費職員及び 有期職員は必要	
			次の任用	次の任用は資格取得となるため、次の所属所で手続する。				
県内異動 (異動後の 所属所から 提出)	県費負担職員	所属所の異動	手 続 不 要					
		市町費職員から異動		○		○ 組合員証番号変更		
	市町費職員	県費負担職員から異動		○		○ 組合員証番号変更		
		広島市費職員 (P～) ⇔ 他の市町費職員 (Z～)		○		○ 組合員証番号変更		
		広島市費職員で、 小中特支等⇔市立高校等		○		○ 組合員証番号変更		
		広島市費職員のうち、小中特支 間で異動する職員、 (教育委員会人事・給与システム対象間)	手 続 不 要					
		同一市町内の所属所へ異動等		○				
転出	他支部へ (他都道府県の公立学校へ)				○	異動先の 所属所に提出	△ 市町費職員及び 有期職員は必要	
	他の公務員共済組合へ (市町教育委員会・知事部局・県警等へ)				○	○ ※ 2	△ 市町費職員及び 有期職員は必要	
退職	県費負担職員	正規職員が退職			○	○		
		有期職員が退職			○	○	○	
	市町費	市町費職員が退職 (正規・有期職員いずれであっても)			○	○	○	

※ 1 県費負担職員は職員番号が組合員証番号になりますが、任用種別が変更にならなくても、職員番号が変更になる場合は、任用種別の変更と同様の手続が必要です。

※ 2 他の公務員共済組合に転出し、転出先で被扶養者認定をする際に、当支部の被扶養者証の写しが必要になる場合があるため、返却前に忘れずに写しを取ってください。